

改正概要説明書

国名：シンガポール

法令名：商標国際登録規則

改正情報：2017年4月1日施行

改正概要：

1. 商標規則改正(2017年4月1日施行)に伴い、手続きに係る経過措置が明確化された。(規則 13, 規則 15, 規則 18, 規則 25, 規則 34)
2. 異議申立に対する答弁書の提出期間延長請求において、事前の利害関係者の同意は不要となった。(規則 14)

改正内容：

・規則 13

(7)は新設項である。

・規則 14

(6), (7), (9)は削除され, (4A), (7), (8)が新設された。

・規則 15

(3), (4)は新設項である。

・規則 18

(5), (6)は新設項である。

・規則 25

(4)から(7)までは新設項である。

・規則 34

(3)は新設項である。